

宮崎県公報

平成21年4月1日(水曜日)号外 第26号

癷 行 褊

印 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

슈 ○宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正す

○救急病院の認定…………………(医療薬務課) 1

○障害者就業・生活支援センターの指定………(障害福祉課) 1 ○歳入の徴収の事務の委託………(環境森林課)1

○急傾斜地崩壊危険区域の特定……………(砂防課) 1

○土砂災害警戒区域の指定……………… (//) 2

○土砂災害特別警戒区域の指定……………(″)2

る訓令………(情報政策課) 3 企業局企業管理規程

○特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の 特例に関する規程の一部を改正する企業管理規

程……………3

○歳入の収納の事務の委託 (建築住宅課) 3

○企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理

宮崎県告示第 282号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名	称	所	在	地
南部病院		宮崎市大字恒	久 891番地	114

2 救急病院の認定の有効期間

平成21年3月29日から平成24年3月28日まで

宮崎県告示第 283号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第 123号)第 33条の規定により、同法第34条に規定する業務を行う者を次のとお り指定した。

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

☆ 事務代の 当該指定に 指 定

名 称	住 所	所在地	係る地域	年月日
特定非営利活動 法人キャンバス の会 (みやこのじょ う障害者就業・ 生活支援センタ ー)	宮崎県都 城市久保 原町16街 区16号	宮崎県都 城市中町 1街区7 号IT産 業ビル1 階	都城北諸県圏域	平成21年4月1日
社会福祉法人浩	宮崎県日	宮崎県日	日向入郷圏	平成21年

和会	向市大字	向市大字	域	4月1日
(ひゅうが障害	財光寺字	財光寺桃		
者就業•生活支	池1565番	ノ木 515		
援センター)	地 2	番地1		

宮崎県告示第 284号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定 により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
林業技術センター使	社団法人宮崎県	平成21年4月1日から
用料	林業協会	平成24年3月31日まで

宮崎県告示第 285号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号) 第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区 域に指定する。

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 政矢谷地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ 線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた土地の区域(平成18年宮崎県告示第 520号で指定した第57号に掲げる土地の 区域を除く。)

(2) 標柱の表示

標柱番号		標	柱	の	存	す	る	土	地		
1	北諸県郡	北諸県郡三股町大字長田字政矢谷5505-4									
2	"	//		//		//	ļ	5451	- 2		

宮崎県公報

3	北諸県郡三股町大字長田字政矢谷5440-3						
4	"	//	//	//	5447 - 12		
5	"	"	"	"	5447 — 10		
6	"	"	"	//	5447 — 8		
7	"	"	"	//	5447 — 5		
8	"	"	"	"	5447-12		
9	敷 ″	″	"	"	5441-3 地先道路		
10	"	"	"	"	5454 — 1		
11	"	"	"	//	5505 - 5		

2 宇和路地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ 線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号		標	柱の	存	する土地
1	延岡市	北浦町	古江字	宇和路	82220-1地先道路敷
2	"	//	//	"	2296 - 1
3	"	//	//	"	2266
4	"	//	//	"	2320 - 2
5	"	"	//	"	2327 - 1
6	"	//	//	"	2331
7	"	//	//	"	2308 - 9

3 追内地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線、標柱8号と9号を市道樫井線官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市追内町 449-2
2	〃 神戸町52-2
3	" " "
4	" " 52 – 1
5	" " 53-2
6	" " "
7	" " "
8	〃 追内町 434-乙
9	" " 444

4 八所地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ 線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号		標柱	の存す	する	土 地	
1	西諸県郡	『野尻町プ	大字三ヶ野に	山字八郎	近3017- 1	
2	"	"	″	//	"	
3	"	"	″	//	3014 - 3	
4	"	"	″	//	3014 - 1	
5	"	"	″	//	3012-1	
6	"	"	"	//	"	

7	西諸県郡	西諸県郡野尻町大字三ヶ野山字八所3010						
8	"	//	″	//	3013 - 3			
9	"	"	"	//	3014			

5 宇津木地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 8 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 8 号を結んだ線により囲まれた土地の区域(昭和45年宮崎県告示第 249号で指定した第18号に掲げる土地の区域を除く。)

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地	
1	延岡市島浦町 586	
2	" " 608 — 1	
3	" " 580 – 1	
4	<i>" "</i> 581	
5	" " "	
6	<i>" "</i> 585	
7	<i>" "</i> 584	
8	<i>" "</i> 586	

宮崎県告示第 286号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす z

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生 原因となる自然
川川州石	地 区 石	の箇所(渓流)番号	現象の種類
			4
	無名沢	02 - 322 - 1 - 008	土 石 流
	みぞこ沢	02 - 322 - 1 - 009	土 石 流
日南市	右大神沢川	02 - 322 - 1 - 022	土 石 流
日制山	左大神沢川	02 - 322 - 1 - 023	土 石 流
	興宮下の谷	I - 1 - 0368	急傾斜地の崩壊
	川ノロ	I - 1 - 0369	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土砂災害特別 警戒区域の箇所 (渓流)番号	
日南市	無 名 沢 み ぞ こ 沢 右 大 神 沢 川 左 大 神 沢 川 里 宮 下 の 谷 川 ノ ロ	$\begin{array}{c} 02 - 322 - 1 - 008 \\ 02 - 322 - 1 - 009 \\ 02 - 322 - 1 - 022 \\ 02 - 322 - 1 - 023 \\ I - 1 - 0368 \\ I - 1 - 0369 \end{array}$	土石流土石流土石流急傾斜地の崩壊急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 288号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定 により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県宮崎土木 事務所及び高岡 土木事務所管内	社団法人宮崎県宅地 建物取引業協会	平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで
の県営住宅に係	株式会社マエムラ	
る住宅使用料及び駐車場使用料	株式会社クボタ住宅	
	宮住商事株式会社	
	株式会社共栄ハウス	
	成和産業株式会社	
	株式会社宮崎南不動産	
	株式会社カンエイ	

訓

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 平成21年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第3号

本 庁 各出先機関

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令

宮崎県行政情報化総合調整規程(平成19年訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

改正後

(行政委員会等の取扱い)

安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水 面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者又は議会か ら、システム基盤の整備等若しくはその所掌する事務の行政情報 処理に関する協議又は共用コンピュータ(情報政策課に設置する <u>共同利用のための汎用コンピュータをいう。)の利用若しくは</u>研 修の受講の申出を受けた場合は、この訓令の例により処理するも のとする。

(行政委員会等の取扱い)

第12条 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公 第12条 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公 安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水 面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者又は議会か ら、システム基盤の整備等若しくはその所掌する事務の行政情報 処理に関する協議又は研修の受講の申出を受けた場合は、この訓 令の例により処理するものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

企業局企業管理規程

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。 平成21年4月1日

宮崎県企業局長 日 髙 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第1号

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県公報

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成5年宮崎県企業局企業管理規程第8号)の一部を次のように改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(総制職員の勤務時間等)

第4条 総制職員については、毎4週間について1週間当たりの勤|第4条 総制職員については、毎4週間について1週間当たりの勤 務時間が40時間を超えないように勤務時間等を割り振るものとす

2 [略]

3 総制職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の左欄に掲げ 3 総制職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の左欄に掲げ る勤務区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間帯とする。

勤務区分	勤務時間
一直	午後9時30分から翌日の午前8時30分まで
二直	午前8時から午後4時45分まで
三直	午後4時から午後10時まで
日勤	午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

5 総制職員の勤務時間等の割振りは、5日を周期とした交替制動 5 総制職員の勤務時間等の割振りは、5日を周期とした交替制動 務によるものとし、その転換方法は、原則として次の表のとおり とする。ただし、必要に応じ日勤を命ずることがある。

区分	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
割振り	三直	二直	一直	週休日	週休日

(臨時直職員の勤務時間等)

- 第5条 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき 40時間とする。
- 2 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の左欄に掲 2 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の左欄に掲 げる職員の区分及び中欄に掲げる勤務区分に応じ、それぞれ同表 の右欄に掲げる時間帯とする。

職員の区分	勤務区分	勤務時間									
第2条第2項	一直	午後9時30分から翌日の午前8時									
第2号及び第		<u>30分まで</u>									
3号の業務を	二直	午前8時から午後4時45分まで									
行う臨時直職	三直	午後4時から午後10時まで									
員	日勤	午前 8 時30分から午後 5 時15分ま									
		<u>~</u>									
第2条第2項	<u>一直</u>	午前 0 時30分から午前 9 時15分ま									
第1号及び第		<u>~</u>									
4号の業務を	二直	午前 8 時30分から午後 5 時15分ま									
行う臨時直職		<u>~</u>									
員	三直	午後4時30分から翌日の午前1時									
		<u>15分まで</u>									

(総制職員の勤務時間等)

務時間が40時間を超えないように勤務時間等を割り振るものとす

改正後

- 2 [略]
- る勤務区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間帯とする。

	勤務区分	勤務時間
一直	三直と一直が	午前 0 時から午前 8 時30分まで
	連続する場合	
	その他	午後11時45分から翌日の午前 8 時30分
		<u>まで</u>
二直		午前8時から午後4時45分まで
三直	三直と一直が	午後3時30分から翌日の午前0時まで
	連続する場合	
	その他	午後3時30分から翌日の午前0時15分
		<u>まで</u>
日勤	•	午前8時30分から午後5時15分まで

務によるものとし、その転換方法は、原則として次の表のとおり とする。ただし、必要に応じ日勤を命ずることがある。

区分	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
割振り	二直	三直	一直	週休日	週休日

(臨時直職員の勤務時間等)

- 第5条 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき 40時間とする。
- げる勤務区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間帯とする

勤務区分	勤務時間
一直	午前 0 時30分から午前 9 時15分まで
二直	午前8時30分から午後5時15分まで
三直	午後4時30分から翌日の午前1時15分まで

附則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。 平成21年4月1日

宮崎県企業局長 日 髙 幸 平

企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程

企業局事務決裁規程(平成3年宮崎県企業局企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。 企業同事務状類別は「十級・サロックルへの 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 か正後

	Ę										Ę	以止後				
別表第1(第3条関係)							5	別表	第 1 (第	第3条関係)						
		専	決	区	分							専	決	区	分	
		本	庁		出先	機関						本	庁		出先	機関
事 項	副	課	課長	担当	所	副			事	項	副	課	課長	担当	所	副
	局	長	補佐	リー	長	所					局	長	補佐	リー	長	所
	長			ダー		長					長			ダー		長
1 休暇及びその他	0							1	1 休暇	及びその他		0				
の服務に関するこ									の服務	に関するこ						
٤.									と。							
(1) 課長(これ									(1)	課の所属職						
と同等の職に									員	に係るもの						
ある者を含む									(2)	所の所属職					0	
。) に係るも										(所長を含						
<i>o</i>										。)に係る						
(2) 課の所属職		0							\$							
員に係るもの																
(3) 所の所属職					0											
員(所長を含																
<u>す</u> (が及と日 む。) に係る																
<u>50</u>																
<u>もの</u> 2 出張に関するこ	0								2 出張	に関するこ						
と。								4	と。 と。	に因りるこ						
(1) 課長 (これ										課の所属職						
と同等の職に										に係るもの						
ある者を含む										所の所属職						
<u>。)に係るも</u>										(所長を含						
<u>0</u>										。) に係る						
(2) 課の所属職									<u>6</u>	<u>0</u>						
員に係るもの									(0)	(0) 0 1 +						
(3) <u>所の所属職</u>					0					(2)のうち						
員(所長を含										の所属職員						
<u>む。)に係る</u>										副所長を除						
<u>\$0</u>										<u>。)の県内</u>						
(4) (3) <i>0</i> 5 5						0				張に係るも						
所の所属職員									<u></u>							
(副所長を除																
く。) の県内																
出張に係るも																
<u>O</u>										-u						
3 職員の職務に専								1		の職務に専		0 (
念する義務の免除										義務の免除		総務				
の承認に関するこ										に関するこ		課長				
と(別に指定する										に指定する)_				
ものを除く。)。))									除く。)。						
(1) 課長(これ										課及び所の						
と同等の職に										属職員に係						
<u>ある者を含む</u>									<u>3</u>	<u>もの</u>						
。)及び所長																
に係るもの																
(2) 課及び所の		0 (

平成 21 年 4 月 1 日 (水曜日) 号外 第 26 号 宮 崎 県 公 報

_									_					_	$\overline{}$
	所属職員に係		総務												
	<u> </u>		課長												
)_												
	4 職員の職務に専	0								4 職員の職務に専		0			
	念する義務の免除									念する義務の免除					
	の承認に関するこ									の承認に関するこ					
	と(別に指定する									と(別に指定する					
	ものに限る。)。									ものに限る。)。					
	(1) 課長(これ									(1) 課の所属職					
	と同等の職に									<u>員に係るもの</u>					
	<u>ある者を含む</u>									(2) <u>所の所属職</u>				0	
	<u>。)に係るも</u>									員(所長を含					
	<u>Ø</u>									<u>む。)に係る</u>					
	(2) 課の所属職		0							<u>もの</u>					
	員に係るもの														
	(3) <u>所の所属職</u>					<u>O</u>									
	<u>員(所長を含</u>														
	<u>む。)に係る</u>														
	<u>もの</u>														
	[略]									[略]					
	[略]		[略]												
[k] Bil															

この企業管理規程は、公表の日から施行する。